

平成 29 年 7 月 1 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

P E T ボトル事業部

(改定日：平成 28 年 7 月 1 日)

再生処理事業者登録に当たっての施設審査等について

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、市町村が分別収集した分別基準適合物の再商品化について、登録を行った事業者により入札を行い、再商品化を委託する事業者を決定いたします。この再商品化の実施については、業として実施するに足る施設、人員、財政的基礎を有し、再商品化が確実かつ適切に実施されることが必要です。

当協会では、分別基準適合物を再生処理した製品に対し、再商品化製品の利用事業者から要請される製品品質基準の代表事例をもとに、その品質を達成するために実際の使用に供されている再生処理施設の主要事項を、資料 5 の「P E T ボトル再生処理施設ガイドライン」としてとりまとめています。

登録に当たっては、まず書類審査を行い、その上で必要に応じて施設の現地審査を行います。現地審査の日程は、概ね 8 月下旬から 10 月を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、引き取り同意書についても、適切な再商品化製品利用事業者であること確認するために、書類審査のほか、再商品化製品利用事業者の現地調査等も行うことがありますので、当該事業者の調査協力について、利用事業者へのご連絡をお願いいたします。

以上